

公示第 5 1 6 号

平成 2 6 年 2 月 2 4 日
ダスキン健康保険組合
理 事 長 鶴 見 明 久

「任意継続被保険者の平均標準報酬月額」について

平成 2 6 年度における任意継続被保険者の保険料や各種給付金などの算定の基礎となる標準報酬月額（平成 2 5 年 9 月 3 0 日における全被保険者の平均額）は次のとおりです。

標準報酬月額 3 0 0 , 0 0 0 円（2 2 等級）

ただし、その者の退職時における標準報酬月額が、この額を下回るときは退職時の月額となります。

記

1. 平成 2 5 年 9 月 3 0 日現在の平均標準報酬月額

2 9 5 , 7 3 4 円

2. 上記金額を基礎とした標準報酬月額

月額 3 0 0 , 0 0 0 円

等級 (2 2 等級)

3. 標準報酬月額を基礎とした場合の月額保険料

3 0 , 0 0 0 円 (保険料率 100.0/1000)

4. 適用期間

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

以上